

徳島県告示第二百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
- 三好南岸土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	宮成傳治	宮成傳治	三好郡東みよし町加茂六五〇
同	七田義貞	同	一四四三―二
同	白川勝	白川勝	三一九二
同	小森定利	同	二七五六―三
同	宮田清人	宮田清人	五三一〇―一
同	伊原利男	伊原利男	四七〇五
同	川原豊	同	二〇三八
同	赤池通	同	五五八七―一
同	前田順一	前田順一	中庄一七二一
同	曾我部一郎	同	一六八一
同	松浦正幸	松浦正幸	一〇六〇―一
同	三木利行	三木利行	一一〇三―一
同	久保邦明	久保邦明	西庄字栗北四―二
同	川原清次	同	字京免三五
同	西岡典員	西岡典員	字井関一―四
同		七田光	徳島市金沢一丁目八―一五―六二五号 県 営住宅
同		宮賢司	三好郡東みよし町加茂二九七七
同		川原孔	二〇〇一
同		堤敏博	五七九〇―一
同		高橋安文	中庄二四二〇
同		本家宏一	西庄字高田三二一